

バタフライロゴ使用規則

本規則はバタフライロゴの不正使用を防止し、正しく使用するために定める。

第1条

バタフライロゴを使用できるものは日本WPAの会員に限る。会員は、下記のバタフライロゴを、水なしオフセット印刷に関する営業及びその営業に係る製品に表示するものとする。

蝶々の絵柄部をバタフライマーク、Waterless Printing. Naturally.部を文言、両者を合わせたものをバタフライロゴと呼ぶ。両者を合わせたバタフライロゴの使用を原則とし、バタフライマークだけの使用はできず、文言は必ず、可読できなければならない。

いかなる状況下でもバタフライロゴの使用許諾された会員は自己使用以外の目的で、バタフライロゴを第三者にサブライセンス(再使用許諾)で使わせることはできない。

第2条

会員は、バタフライロゴを使用するに当たり、日本WPA（以下本会という）の本規則を順守する旨の承諾のもとに、本会から認証登録番号（PIN 番号）を受けなければならない。

本会は、認証登録簿に登録し、会員に認証登録番号（PIN 番号）を付与する。

認証登録番号（PIN 番号）は、バタフライロゴ所定の箇所に、所定の字体、字形及び大きさの文字を以て表示しなければならない。

第3条

会員が、バタフライロゴを使用できる製品（印刷物）は、水なしオフセット印刷で印刷された印刷物に限られ、それ以外の印刷による印刷物に使用してはならない。

第4条

会員が、バタフライロゴの宣伝普及のために新聞、雑誌、野外広告などにバタフライロゴの使用を希望するときは、使用企画書を作成し、事前に本会の文書による承認を受けなければならない。

第5条

本会は、適時、会員からバタフライロゴを使用した印刷物の見本の提出を求めることができる。

本会は、必要と認めるときは、自から市中にあるバタフライロゴの表示された印刷物を入手し、検査することができる。また、検査に関し会員に協力を要請することができる。協力を要請された会員はその指示に従わなければならない。

第6条

本会は、バタフライロゴの表示された印刷物が、本規則に定める内容に合致しないと認めるときは、当該印刷物を印刷した会員に対し、文書を以て通知し、1 ヶ月以内に改善しその旨文書を以て回答するよう求めることができる。

前項の通知を受けた会員が、所定の期間内に改善せず、または改善についての努力をしなかったときは、本会は、理事会の承認をえて、当該会員に退会を勧告する。

第 2 項の勧告を受けた会員が、引き続き改善することなく、バタフライロゴの表示を継続使用しているときは、本会会長は理事会の決議を得て、当該会員を除名し、バタフライロゴの使用を禁止する処置を講ずる。

第 7 条

会員は、それぞれの顧客にバタフライロゴの表示について理解と協力を得るように努めなければならない。

会員は、市場でバタフライロゴを不正に使用する者の監視に努め、不正使用者を発見したときは直ちに、本会に通知しなければならない。

この規則は理事会の承認を得て、改正することができる。

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

第 8 条

この規則は理事会の承認を得て、改正することができる。

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

バタフライロゴの不正使用防止の細則

確認作業

偽造(模造)ロゴを発見した場合、速やかに事務局に報告と実物の提出をする。

PIN の判明するものは、会員に直接、電話で問い合わせをする

PIN の判明できないものは、全会員に報告をして、会員から報告を待つ。

会員様に問い合わせても、不明の場合、印刷物のクライアント企業に問い合わせをする。

対策要項

会員の不注意により、偽造ロゴを使用していた場合、注意書を作成し、指導する。。

会員以外の会社が偽造した場合、先ずは警告分を作成し、内容証明郵便にて、回答の提出をうながす。この回答に対して、理事会で検討し、対応措置(口頭注意、抗議文作成、ペナルティなどを決める)

印刷会社がわからない場合は 2. と同様に内容証明郵便、回答、理事会での検討と言う順序を踏む。

以上 (2007 年 8 月 2 追加記入)